明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（三一）　一
〔政　令〕
○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二四四）　三九
〔省　令〕
○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（厚生労働一〇九）　四三
〔告　示〕
○平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者納付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（厚生労働二八六）　四四

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（法律第三一号）（厚生労働省）

1　国民健康保険法の一部改正関係

(1)　都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、国民健康保険を行うこととした。（第三条第一項関係）

(2)　国、都道府県及び市町村の責務に関する事項

(一)　国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、国民健康保険法の目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進することとした。（第四条第一項関係）

(二)　都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすこととした。（第四条第二項関係）

(三)　市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施することとした。（第四条第三項関係）

(3)　都道府県の区域内に住所を有する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者とすることとした。（第五条関係）

(4)　国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととした。（第一一条関係）

(5)　費用の負担に関する事項

(一)　国の負担等

(1)　国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、療養の給付等に要する費用等について、その一〇〇分の三二を負担するとともに、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担することとした。（第七〇条第一項及び第三項関係）

(2)　国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、療養の給付等に要する費用等の一〇〇分の九に相当する額の調整交付金を交付するとともに、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援するため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付することとした。（第七二条関係）

(二)　都道府県の負担等

都道府県は、政令で定めるところにより、一般会計から、療養の給付等に要する費用等の一〇〇分の九に相当する額及び高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととした。（第七二条の二関係）

(三)　国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する事項

(1)　都道府県は、政令で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険保険給付費等交付金を交付することとした。（第七五条の二関係）

(2)　都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付が法令の規定に違反し、又は不当に行われたおそれがあると認めるときは、当該市町村（保険給付に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会等を含む。）に対し、当該保険給付について再度の審査を求めることができることとした。この場合において、都道府県は、当該市町村が当該保険給付の全部又は一部を取り消さず、かつ、当該保険給付が法令の規定に違反し、又は不当に行われたものと認めるとき（再度の審査の求めに基づく審査が国民健康保険診療報酬審査委員会等において行われたときを除く。）は、当該市町村に対し、当該保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告することができるとともに、市町村が当該勧告に従わないときは、政令で定めるところにより、国民健康保険保険給付費等交付金の額から当該勧告に係る保険給付に相当する額を減額することができることとした。（第七五条の三～第七五条の六関係）

(3)　都道府県は、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収することとした。（第七五条の七関係）

(四)　財政安定化基金の設置

都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業等に必要な費用に充てることとした。（第八一条の二関係）

(1)　保険料の収納が不足する当該都道府県内の市町村に対し、政令で定めるところにより、資金の貸付け又は交付を行う事業

(2)　都道府県の国民健康保険に関する特別会計において療養の給付等に要する費用等に充てるために収入した額が、実際に療養の給付等に要した費用等の額に不足する場合に、政令で定めるところにより、財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れること。

6　国民健康保険組合の療養の給付等に要する費用等に対する国庫補助の割合について、国民健康保険組合の財政力を勘案して一〇〇分の一三から一〇〇分の三二までの範囲内において政令で定める割合とするとともに、これに加えて行うことができる国庫補助の額の上限を引き上げることとした。（第七三条関係）